

## 平成 27 年度浦安市青少年問題協議会議事録

1. 開催日時 平成 28 年 2 月 15 日（月）午後 2 時～午後 3 時 18 分

2. 開催場所 消防庁舎大会議室

3. 出席者

（委員）松崎秀樹会長、西川嘉純委員、中村健委員、金子昇委員、  
鈴木忠吉委員、石田和明委員、細田玲子委員、渡邊裕史委員、加藤幸男  
委員、松木新委員、大塚久美子委員、富山勝夫委員、奥村千佳委員、  
永井通委員、大塚真理子委員

（説明者及び事務局）

生涯学習部 石井次長 青少年センター 前田副主幹

浦安警察署 生活安全課 岡田課長

指導課 手塚課長、手塚補佐、小澤副主査

こども部 岡本次長 青少年課 高柳課長、岩井補佐、小嶋主査、  
小林主事

4. 次第

（1）会長挨拶

みなさん、こんにちは。平成 27 年度の青少年問題協議会開催にあたりまして、お忙しいなかお集まりいただき、誠にありがとうございます。皆様方はそれぞれの立場から、浦安市の大事な子ども達を見守っていただいているところでございます。

時代時代でまだまだ体と心がバランスの取れていない青少年を取り巻く問題、今はスマートフォンの普及により、ネット時代という新しい情報社会を迎えて、大きく様変わりをしております。

本日は、これからの時代を担う子ども達をどう守っていくことができるのかということについて、皆様方の率直なご意見をいただければと思います。

よろしくお願い申し上げます。

（2）議題

1) 副会長選出

2) 平成 27 年度浦安市青少年センター補導・相談状況について・・・資料 1

3) 平成 27 年度浦安市における少年の犯罪状況について・・・資料 2

4) 放課後児童の支援について・・・資料 3

5) いじめにかかる浦安市における現状と対策について・・・資料 4

## 5. 議事の概要

\* 条例 7 条の規定により、会長である松崎秀樹市長が議長となり、議事を進行した。

### (1) 副会長の選出

副会長については、委員の互選により、中村委員が副会長に指名された。

議題 2 から 5 について、各担当者より資料またはパワーポイントに基づき説明があり、それぞれ質疑応答があった。

## 6. 会議の経過

### (2) 平成 27 年度浦安市青少年センター補導・相談状況について

(青少年センターから、配付資料 1 について説明があり、その後質疑応答に入った。)

平成 27 年度 (4 月～12 月) 浦安市青少年センター補導・相談状況について説明する。まず街頭補導活動について、中央パトロールは、月 4 回時間帯を変えて補導員が集まり市内全域を巡回している。地区パトロールは、月 2 回中学校ブロック毎に、中央パトロールで目の届かないところまで巡回している。特別パトロールは、市の行事である花火大会、盆踊り大会、市民まつりなどのこどもたちが集まりやすい行事に対するパトロールである。職員パトロールは、主に児童・生徒の登下校に合わせて職員が行うパトロールであり、これらのパトロール 4 月～12 月まで、計 240 回実施し、補導員・警察・職員・学生など 1,492 名の参加者を得て実施をした。

この補導活動に対する参加率は、1 人あたり 20.1 回と、市川市の 14.8 回、松戸市の 8.6 回、船橋市の 18.3 回と、県内 19 センターの中でも最も高い数値を示している。

行為別では、二人乗り・無灯火・自転車の危険走行が 148 件で全体の 70% を占めており、自転車のマナー違反に対する指導が多くなっている。その他は、夜間の公園での打ち上げ花火や、路上でのキックボードに対しての指導を行ったものである。

次に青少年相談活動 4 月～12 月について、青少年相談の受理件数は 45 件で、電話・来所の延べ相談回数が 148 件となっている。また、148 件を相談者別にみると、母親からの相談が 101 件と最も多くなっており、依然として母親が子育てを一人で抱え込んで悩んでいる様子が伺えた。

次に受理件数を学職・行為別に集計した表について、縦軸の学職別では、中学・高校生が合計で 27 件と全体の 60% をしめている。やはり思春期の親子間で発生する問題の相談が多く見受けられた。

また、高校生・大学生・無職・有職少年を合わせると 17 件でこれも 38% と高い数値となっており、義務教育を終えた後のこどもたちへの相談機関としての役割を、青少年センターが担っているものと考えている。

また、行為別では、家庭・自分自身の問題が22件と最も多く、全体の半分を占めており、内容的には「親が注意しても親のいうことをきかない」「こどもの暴言や暴力がひどい」など家族間の問題が多くなっている。

なお、問題行動では、「盗み・万引きいわゆる盗癖のあるこども」の相談、女子高生の「無断外泊」「喫煙」の問題で5件となっている。

全体的な相談活動の特徴としては、学校で起きている友達間等の問題より、家庭・自分自身に関する相談が多くなっており、「家庭での問題を学校に知られたくない」あるいは「家庭の問題を学校には聞きづらい」ということで、青少年センターへの相談になっているのではないかと分析をしている。

(委員) 母親が子育てを一人で背負い、悩みを抱えている様子が多く伺えたところがあるが、どのような相談であったか教えてほしい。

(青少年センター) 父親が土日仕事等の理由で、家にいなく、子育てを一人でしなくてはならないといった相談が多くあった。

(委員) 補導される人数が減っているが、具体的な理由があれば教えてほしい。

(青少年センター) 具体的な理由は把握していないが、スマートフォン等の携帯の保有率が増えているため、犯罪の内容も変わってきているのではないかと考えている。

### (3) 平成27年度浦安市における少年の犯罪状況について

(浦安警察署から、配付資料2について説明があり、その後質疑応答に入った。)

まず、初めに非行少年等の検挙・補導人員について、非行少年は警察に検挙された少年の数、千葉県全体では昨年は2,224人で前年比減少、浦安警察署管内でも99人で同じく減少している。

非行少年については、犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年に区分けされる。

犯罪少年とは14歳以上20歳未満で、刑罰法令に触れる行為をした少年のことで、触法少年は14歳未満の少年、ぐ犯少年とは、刑罰法令に触れる行為をするおそれがある少年、刑法犯については、刑法に規定されている万引き、自転車泥棒などの窃盗の刑法犯と銃刀法、軽犯罪法、特別法犯などに分類される。不良行為少年とは、飲酒、喫煙、深夜徘徊その他自己または、他人の徳性を害する行為をしている少年のことで、検挙数は670件である。去年1,063件と約倍の数であり、声掛け指導を徹底した結果、減少につながった。非行少年の手口で、左の円グラフのその他というのは、占有物離脱横領であり、例えば、盗んだ自転車を放置し、それをまた別の者が盗み使用することをいう。

次に主な特徴点について説明する。一つめの特徴として、成人を含めた刑法犯検挙人員の千葉県全体における少年の割合は16.6%、全国平均よりは上回っている状況である。

二つめの特徴として、県内全体の少年の凶悪犯は22人、強盗で検挙されたのが16人である。浦安警察署管内において粗暴犯で検挙された少年は5人で、前年度と比較すると1人の増となっている。

三つめの特徴としては、県内の少年の窃盗犯は1,036人で対前年比、21%の減少となっている。うち万引きが582人で割合は窃盗犯全体の60%と高い割合を占めている。浦安警察署管内では万引きが39人であり、マイナス15人と減少している。なお、不良行為少年の補導状況については、昨年を引き続き、深夜は徘徊と喫煙が最も多くなっている。

最後になるが、浦安警察署としても、できることからひとつずつ取り組んでいくので、引き続き関係機関のご理解とご協力をいただきたい。

(委員) 刑法犯のその他の内容および、窃盗犯のその他の内容について教えてほしい。  
(浦安警察署) 刑法犯のその他の内容については、「凶悪犯、知能犯、風俗犯」に分けられ、窃盗犯のその他の内容については、「空き巣、自動販売機を対象とした窃盗」が主となる。

(委員) 団体での少年の犯罪は多くあるのか。

(浦安警察署) ほとんどの確認してある犯罪は単独犯罪であり、団体での犯罪はわずかとなっている。

(委員) 刑法犯少年検挙人数が毎年減っているが、具体的な理由はあるのか。

(浦安警察署) ひたたくりやおやじがりといった街頭犯罪が減っているのが、減少の主な理由である。

#### (4) 放課後児童の支援について

(青少年課から、配付資料3について説明があり、その後質疑応答に入った。)

本市は、児童の放課後支援を進めるにあたり、「こどもの自主性を尊重した多種多様な活動体験ができる環境づくり」、「こどもの安心・安全な居場所づくり」の2つを柱として施策を進めていくことが重要であるという認識の下、事業の推進をはかっている。

本日は計画の進捗について、昨年の状況・平成27年度の現状・課題への取り組み状況について、青少年課が取り組んでいる3つの事業、児童育成クラブ管理運営事業、放課後異年齢児交流促進事業、こどもの広場管理運営事業について、委員の皆様よりご意見をいただきたく考えている。

初めに児童育成クラブ管理運営事業について、本市では、入会児童数の増加や特別な支援が必要な児童の増加などによる様々な課題もあり、これらの対応を図っていかなくてはならない状況となっている。

児童育成クラブの児童数の推移は、平成27年度は、入会数1,933人前年比7.3%とかなりの増加となっている。小学生の児童数は減少傾向にあるが、児童育成クラブの入会児童数は、年々増加傾向となっており、小学1年生から3年生までの入会率も

33.3%と高く、やはり仕事と子育てが両立できる支援が求められていることがわかる。

次に最初に示した現状の課題に対する平成27年度の取り組み状況について、入会需要の増加に対しましては、施設の確保が課題となっており、学校の余裕教室等を活用し対応している。また、児童の安心・安全を確認するため、来所及び帰宅の時間等を保護者にメールで配信するシステムを導入し、平成28年度から開始することとしている。

児童育成クラブについては、今後も入会需要は高い状況ではあるが、運営の改善を図りながら、こどもたちにとって良好な環境をつくっていきたいと考える。

次に放課後異年齢児交流促進事業について、小学校の全児童を対象とし、主に遊びを通じて異年齢児間の交流を促進して、健全育成を図る事業である。

昨年度までの状況については、市内17小学校中5小学校での通年実施と2小学校での夏季実施となっている。

また、全児童を対象としていますが、1日平均30人から40人の利用となっており、活動プログラムなど、運営面の工夫などが課題となっており、平成27年度については、夏季休業期間全校で実施し、夏季休業のみの実施が10校・7月より通年新設が3校・既存の通年が4校となっており、7月・8月の利用児童数は延べで22,589人となっている。

なお、新たな取り組みとして、今年の7月より民間事業者を活用して通年開設した富岡小において、タブレットを使った学習や絵を動かすためのプログラミングを活動に取り入れ、1月にはスポーツ測定と称して、専用の測定機や指導者を招き、体の動きを学ぶという取り組みが行われている。

今後については、子ども・子育て支援総合計画において、平成31年度までに全校通年実施としており、平成28年度は、通年実施を2校新設し、全校での通年実施に向け、事業の推進を図っていくとともに、児童の健全育成のための多種多様な交流、体験活動ができるようなプログラムを提供するなど、運営の質の向上を図っていききたいと考える。

次に、こどもの広場事業について、こどもたちの失われた創造力あふれる遊びをとりもどし、こどもたちの自主性に委ねられた「遊び」を通して、心身や情緒等を発達・成長させていくことが重要であるとの認識のもと、既成遊具のない自然に近い状況の中で、こどもたちが自由に遊べる居場所として「こどもの広場」を整備した。

こどもの広場は、「火・水・木・土」をコンセプトに、平成27年10月24日(土)午前10時にオープンした。開場時間は、日曜日及び土曜日・祝日は、午前9時から午後5時まで、平日は、午前10時から午後5時までとしている。

施設については、じゃぶじゃぶ池、築山、どろんこ広場などがあり、既成遊具はないが、こども達はおのの自由な遊びを楽しみ、その遊びを、プレイリーダーが見守りながら、運営を進めている。

10月24日のオープン記念日に3,500人の利用があり、59日間で、12,843人の利用があった。

こどもの広場は、幼稚園や保育園、児童育成クラブなどの児童の活動の充実や公園の少ない元町地域の方々も利用できるように、専用のマイクロバスの運行を行っており、土日祝日は、市内公民館を巡回し、平日は保育園等の団体の送迎を行っている。

今後、こどもを取り巻く環境は、年々著しく変化し、次々と課題が挙げられてきており、未来を担う浦安のこども達の健全な育成を図るため、放課後の児童の支援の環境づくりを進め、より一層の事業の充実を図っていきたいと考えている。

(委員)児童育成クラブの受入時間を延長することは考えているか。

(青少年課)延長をすると夕食の配膳等の問題などがでてくるため、現在検討をしている。今後は保護者の方々と調整していきたい。

(委員)市内で民間の学習塾が児童育成クラブをやっているところはあるか、また、児童育成クラブに入会しているこどもで、民間の学習塾を利用しているこどもがいるか把握していたら教えてほしい。

(青少年課)実際に民間の学習塾で児童育成クラブを実施しているところはいくつかある。また、児童育成クラブに入会をしているこどもで学習塾の利用者は数名おり、一例として、時間が来ると児童育成クラブに学習塾のバスが来て、そのまま向かわれる場合などがある。

(委員)児童育成クラブの費用について教えてほしい。

(青少年課)傷害保険料や教材などにかかる費用として、月 5,000 円を負担している。

#### (5) いじめにかかる浦安市における現状と対策について

(指導課から配付資料 4 について説明があり、その後質疑応答に入った。)

学校では、各学校で策定した「いじめ防止基本方針」に基づき、学校体制での組織による「未然防止」、「早期発見」、「いじめに対する対処(措置)」を行っている。

また、児童生徒への未然防止に関する取組のほか、教職員対象の校内研修会や保護者対象の講演会等、こどもだけでなく大人に対する取組も計画し、実施している。

早期発見の取組としては、アンケート調査を行い、教育相談の充実を図るなどして、軽微ないじめを多くの教職員の目で察知できるような取組を行っている。さらに、指導課が窓口となっている「いじめ 110 番」を通じて、児童・生徒やその保護者の悩み・訴えを受けつけ、学校と連携した対応を図っている。

次に、いじめ防止対策推進法第 2 条で規定されている「いじめの定義」である。

いじめにあたるか否かの判断は、「いじめられたこどもの立場に立って行うもの」とされており、また、起こった場所は学校の内外を問わない。

そのため、学校外で地域の方がいじめを発見した場合は、学校や教育委員会に連絡していただく必要がある。

現在、課題となっているのは、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項第 2 号に規定されている「重大事態」の取り扱いである。文部科学省による調査結果の公表におい

ても、「不登校になったきっかけと考えられる状況」において、「いじめ」と判断した人数が1,424人に対して、重大事態（第2号）としての件数は383件となっており、1,041件の格差が生じている。そのため、積極的にいじめを認知し、解消率を上げていくことが重要であると考えます。

また、割合としては少ないものの、現在、本市において課題となっているのが、いわゆる「ネットいじめ」の対応である。ネットいじめとは携帯電話・スマートフォン・パソコンなどの機器を通じて、インターネット上や情報通信端末上に、特定のこどもの悪口や誹謗・中傷などを書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法で「いじめ」を行うものである。

携帯電話及びスマートフォンの保有率について、中学生はすでに7割を超えている状況であり、特に統計開始の平成23年度から保有率の増加が顕著なのは、小学5年生である。

また、この統計では先ほど示したタブレットや携帯型ゲーム機、音楽再生機は含まれていないため、実際はさらに多くの子どもたちがインターネットへのアクセスが可能になっている。

続いて、「SNSやプロフ使用状況」について、中学校入学後には、すでに半数以上の子どもたちが使用している状況である。また、中学3年生に至っては約75%が使用している。実際には一度も会ったことがない、メールやラインだけの友人がいる割合は中学3年生では4割いる状況であり、ネットやメールで嫌な思いをしたことがある子どもは、中学生では約半数いる状況となっている。ネットいじめの対策は、その特性から「未然防止」の取組が最も有効であるといわれている。各小中学校では様々な取組が行われているが、3月下旬の明海中学校では、青少年補導員、中学校1、2年生の保護者及び明海南・明海小学校4～6年生の保護者を対象に講演会を開催する予定である。

(委員) 東京都教育委員会ではスマートフォンを使用できない日等を定めた「SNS東京ルール」があり、制限を設けることは適切と考えるが教育委員会ではどう考えているか。

(指導課) 教育委員会でも着目しており、今後、保護者の方々と一緒に検討していきたいと考えている。

(委員) 意見として、もし、スマートフォン等の使用に制限を定め、市で統一する場合、個別にルールを定めている家庭も多いため、設定は難しいと思う。

もし、設定するなら各学校のPTAとの連携は必要不可欠と考える。

(委員) 市内の小中学校は携帯電話を認めているのか。

(指導課) 認めていない。

(会長) 他にはいかがでしょうか。

それでは、以上をもちまして、平成27年度青少年問題協議会を終了します。

ご協力ありがとうございました。